

第四節 幕末期の酒造業

1 灘酒造業の集中化

江戸入津樽 天保改革は酒造業にとってみると、冥加金は従来のまま踏襲され、出造り・出稼ぎは新たに数の変遷 規制されたものの、株仲間停止からも除外されて、実質的には旧来の制度とほとんど異なる

ところではなかった。しかし天保改革後から幕末にかけての時期は、江戸積酒造業の経営は赤字年が連続し、江戸酒問屋との対立もあって、灘酒造業としても厳しい状況に直面していたといえる。

まず幕末期の江戸入津樽数の変遷からみてみよう（図54・付表31）。文政七年（一八二四）の十二郷申合せによって、文政四年の入津樽数を基準にして生産の自主規制がなされて以来、それが基準とされてきたが、幕末期には、十二郷内部の各郷に異なった動向があらわれてきた。すなわち、

- (1) 十二郷のうち灘目の占める割合は、文政四年の五九・六%から漸次減少傾向にあり、慶応二年（一八六六）には五三%にまで減っている。伊丹はさらに激しい減少を示し、文政四年の一六・八%から慶応二年には五・五%にまで激減した。

文政4年 1,033,746樽	西宮 7.6%	伊丹 16.8%	灘 目 59.6%	その他 12.5%	今津 3.5%
天保14年 878,774樽	8.1%	16.9%	53.3%	14.1%	今津 7.6%
嘉永6年 670,963樽	13.0%	9.0%	54.3%	11.9%	11.8%
安政3年 945,963樽	10.9%	8.5%	55.3%	12.7%	12.6%
慶応2年 681,327樽	16.6%	5.5%	53.0%	9.2%	15.7%

図 54 幕末期における摂泉十二郷の江戸入津樽数の変遷

- (2) それにひきかえ今津が三・五%から一五・七%へ、西宮は七・六%から一六・六%へとその比率を増大させている。
- (3) 同じことは文政四年を一〇〇とする指数をとってみても、灘目が一時的に安政三年に八五と回復しているが、慶応二年には五九に下がり、伊丹は嘉永六年(一八五三)には極端に三五にまで落ち込み、慶応二年には二二に激減している。それとは対照的に、西宮は慶応二年には一四四、今津は二九五と急激な増大傾向を示しているのである。
- ここに入津樽数の量的増大を示した文化・文政期の動向とは対照的な動きが、その量的増大に終止符をうった幕末期においてあらわれてきたのである。つまり文化・文政期に江戸市場に躍進していった灘目と伊丹が、幕末期には後退し、それに反して文化・文政期にはそれ以前の宝暦・安永期より後退を余儀なくされていた今津・西宮の両郷が、幕末期には十二郷内部で相対的にも絶対的にも異常な発展傾向をみせたというわけである。

灘目・伊丹の後退と それでは、こうした灘目と伊丹両郷の後退と、今津・西宮両郷の進出という、江戸積
今津・西宮の進出 十二郷内部における対照的な傾向をもたらした要因は何であろうか。

まず灘目に関しては、文化・文政期の勝手造り令のもとで、生産の量的拡大が、寒造り集中化を志向する技術革新によって開発されながら、その発展の成果は、結果的には高額の冥加金を負担する新規株の交付によって幕府に掌握されていったこと、あわせて幕末期には委託販売方式による売掛金の増大が、酒造経営を圧迫し、ひいては問屋の荷主系列化へ拍車がかけられていったこと、などがあげられる。

また伊丹の後退も、文化・文政期から天保期にかけて一般に酒造技術が大きく進歩し、またそれを必要とする江戸市場の変化のなかで、もともと秋彼岸ごろより仕込まれた早造りの新酒を、古酒積切と新酒番船の端境期に出荷し、莫大な利潤を独占してゆくという伊丹独特の体勢が崩されていったこと、および天保期に実施された領主近衛家のでこ入れによる酒造株の入株・貸付政策が失敗したことなどが、その一因として考えられる。

これに対し、西宮郷の場合は、まず明和・安永期に従前の酒造家が没落し、文化・文政期に新たな江戸積酒造家が台頭してきたことがあげられる。さらに天保十一年（一八四〇）西宮で宮水が発見され、それを契機に水の重要性が認識されるにおよんで、その宮水の有する有効性が改めて宣伝されていったことが考えられる。これも、江戸市場における「酒薄造りの方を好み候」という需要層の変化に、灘の酒造家が敏感に対応したものと見て注目しなければならない。こうして宮水の湧出地である西宮の立地条件の良さが発揮され、隣接する今津郷もまたそれに結びついて、灘三郷のなかで灘目に代わって進出してゆく条件が整っていたと

いえよう。近世において領主の支配関係を異にし、都市酒造業と在方酒造業の違いをみせながら、今津と西宮の両郷が幕末期には「西今津」ともいわれる酒造仲間との結合を示し、明治期になって新たに西宮郷と今津郷を包摂して近代の灘五郷が形成されてゆく契機も、その点に存していたのである。

江戸入津樽数から さて、灘目が入津樽数からみて幕末期には減少傾向にあることは指摘したが、灘目四組みた灘目の変化 (上灘東組・同中組・同西組・下灘のあいだではどのような変化がみられたのであろうか。

図55(付表32)は、灘目四組の各入津樽数を表示したものである。灘目四組の幕末にかけての入津樽数の変化は、必ずしも一様ではなかったことがわかる。

(1) 四組のうちで基準年である文政四年に上位を占めたのは、上灘の中組・西組であるが、この両組は幕末にかけて減少し、同時に下灘も激しい落ち込みを示している。文政四年を一〇〇とする指数では、文久三年の西組は四七、中組は七五に減少している。

(2) このように上灘の中組・西組と下灘が減少しているなかで、東組だけが文久三年の指数は一二五となり、文政四年を上まわる増大を示しているのである。

こうした傾向は、その組の中心をなす東組の魚崎村、中組の御影村、西組の大石村の動向と一致しており(図56・付表33)、上昇してゆ

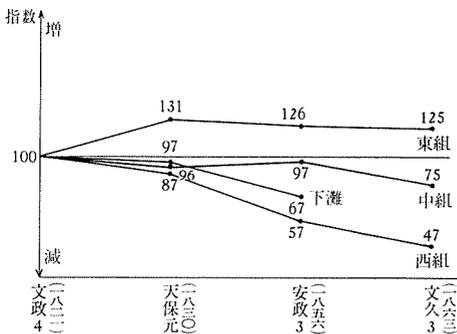


図 55 幕末期における灘目四組の江戸入津樽数の変遷

第四節 幕末期の酒造業

く東組—魚崎村(郷)、現状維持的な中組—御影村(郷)、そして停滞してゆく西組—大石村(西郷)と下灘(郷)、という顕著な変化が認められるのである。下灘は脇浜・ニツ茶屋・神戸などの諸村をふくむ地域で、のち明治期に入って江戸積酒造地から消えてゆくが、その徴候はこの幕末期においてすでに始まっていたといえる。

幕末期の灘目酒造業の動向は、このような変動を内包しながら、特定酒造家への集中化が一段と進行してゆくのである。

酒造株高からみた集中化と没落

表11は天保八年(一八三七)と明治三年(一八七〇)の所有株高別酒造家数を、今津・上灘(三組)両郷を中心にまとめたものである。ただし天保改革以降は前述の通り酒造株高は

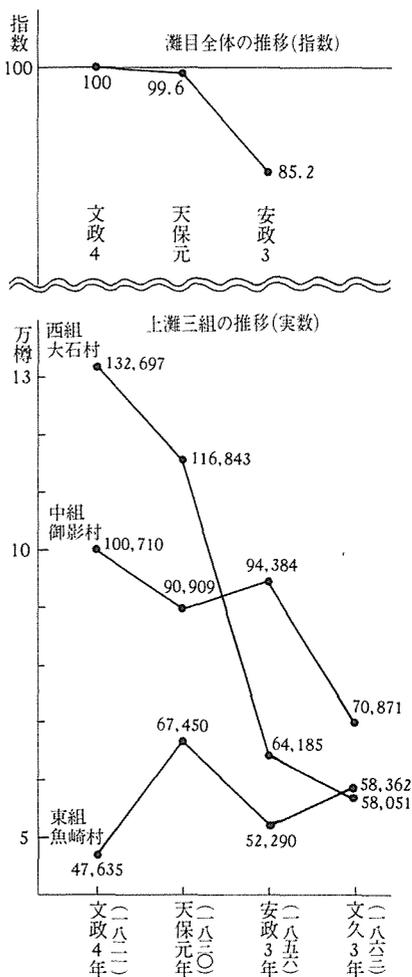


図 56 幕末期における上灘三組の江戸入津樽数の変遷

表 217 所有株高別酒造家数の変動 (天保8年→明治3年)

郷名 株高別 階層	西宮	今津	上灘							合計		
			東組			中組		西組				
			青木	魚崎	住吉	御影	石屋	東明	新在家		大石	
1万石以上				0 ↓ 2			2 ↓ 2	0 ↓ 1	1 ↓ 0		3 ↓ 5	+2
5,000石以上 1万石未満	3	0 ↓ 1				2 ↓ 1	1 ↓ 0		1 ↓ 1	0 ↓ 1	4 ↓ 4	±0
1,000石以上 5,000石未満	32	19 ↓ 17	7 ↓ 7	21 ↓ 11	8 ↓ 6	23 ↓ 22	15 ↓ 7	3 ↓ 9	13 ↓ 6	22 ↓ 9	131 ↓ 94	-37
500石以上 1,000石未満	17	7 ↓ 4	2 ↓ 4	2 ↓ 2	1 ↓ 6	2 ↓ 11	1 ↓ 2	0 ↓ 2	3 ↓ 5	1 ↓ 8	19 ↓ 44	+25
500石未満		1 ↓ 0	0 ↓ 1		2 ↓ 0	0 ↓ 1	1 ↓ 1			0 ↓ 2	4 ↓ 5	+1
合計	52	27 ↓ 22 -5	9 ↓ 12 +3	23 ↓ 15 -8	11 ↓ 12 +1	29 ↓ 37 +8	18 ↓ 11 -7	4 ↓ 11 +7	17 ↓ 12 -5	23 ↓ 20 -3	161 ↓ 152 -9	

(注) 矢印の上は天保8年, 下は明治3年の酒造家軒数。

資料: 「御影酒造組合文書」, 「白嘉納家文書」

酒造稼石高と称し、株高がそのまま実際の造石高を表示していない点を留意しなければならぬが、およそ次の特徴をあげることができであろう。

(1) 株高一万石以上の酒造家が、天保三年の三軒から明治三年の五軒に増加している、(2) 一〇〇石～五〇〇石までの灘五郷における中堅クラスの酒造家は、一三軒から九四軒へと、三七軒も減少している、(3) それとは対照的に、五〇〇石～一〇〇〇石の中小規模の酒造家は一九軒から四四軒に倍増している、(4) 酒造家全数では九軒減少している。

灘目四組のなかで上昇してゆく東組の魚崎村は、明治三年には赤穂屋（雀部）市郎右衛門と荒牧屋（山邑）太左衛門の二軒が一万石所持者となる一方、軒数では二三軒から一五軒へと減少し、灘目では一番激しい集過程を示している。

文政四年江戸入津樽数が灘目第一位の西組の大石村では、明治三年に新たに五〇〇〇石以上の酒造家として松屋（松岡）甚右衛門が現れてくるが、他方一〇〇〇石く五〇〇〇石の中堅層の没落が目立っている。

そして中組の御影村では、天保八年・明治三年ともに一万石以上の酒造家として嘉納治兵衛と同治郎右衛門の二軒を輩出しているが、五〇〇〇石く一万石の酒造家一軒が減少し、軒数の増加は五〇〇石く一〇〇〇石の小規模酒造家にみられ、極端な両極分解を示している。中組における明治三年のもう一人の一万石酒造家は石屋村の木屋（木村）喜兵衛で、その一方で一〇〇〇石く五〇〇〇石クラスが半減している。さらに中組の東明村では、天保八年に一万石を所持していた酒造家が、明治三年には没落し、かえって酒造家軒数が四軒から一軒に増加しているのである。

このことは、幕末期において灘目が一般的趨勢としては、江戸入津樽数が頭打ちして退潮傾向にあったなかで、酒造仲間内部では株高一万石以上所持者はかえって増えており、中堅層の激減と千石以下の中小規模層の倍増といった形で集中と没落が一段と進行しつつあったことを物語っている。

幕末期の御

影酒造業

こうした集中化の進行を、文化・文政期には発展しながら幕末期には減退傾向にあった御影村西組についてみてみよう。まず天保三年の株改めの結果をまとめたのが表213である。この

時新規株として交付された三万石余はいわば発展期の増石分で、従来からの御免定株・靱買入株合計三万六

表 218 天保3年(1832)御影村西組の酒造株一覧

酒造人	御免定株	(株数)	概買入株	(株数)	新規株	(株数)	借株	(株数)	合計
1 嘉納屋治兵衛	石 500	1	石 5,882	3	石 3,000	12	石 40	1	石 9,422
2 // 治作	4,040	4			3,000	7			7,040
3 // 治郎右衛門	2,328	4			3,600	9	40	1	5,968
4 // 彦右衛門	3,112	3			1,887	4			4,999
5 // 保兵衛	1,600	1			1,000	3	820	2	3,420
6 // 勝三郎	150	1	500	1	2,000	4	1,230	1	3,880
7 // 治三郎	600	2			1,600	4	1,000	1	3,200
8 // 彦四郎	954	1			1,400	4	320	2	2,674
9 // 彦治郎			1,827	2	700	1	10	1	2,537
10 // 治三兵衛	1,500	2			1,000	2	20	1	2,520
11 // 長兵衛			1,200	1	1,000	2	200	1	2,400
12 // 久兵衛	900	1			500	2			1,400
13 // 治郎太夫			422	1	580	3			1,002
14 // 彦三郎					500	2	40	1	540
小計	15,684	20	9,831	8	21,767	59	3,720	12	51,002
15 材木屋利助	680	2			920	2	600	2	2,200
16 // 藤七			800	1	800	2	300	1	1,900
17 // 孫市郎	700	1			500	2			1,200
18 沢田屋重兵衛	20	1	780	1	2,300	4	1,150	2	4,250
19 伊勢屋七右衛門	2,290	2	900	1	800	3	20	1	4,010
20 // 嘉右衛門			1,738	2	500	2	20	1	2,258
21 薩摩屋弥兵衛			1,100	1	1,000	2	40	1	2,140
22 西田弥兵衛	600	1			600	3			1,200
23 大和屋嘉左衛門	350	2			850	2			1,200
24 伊勢屋七郎兵衛	800	1							800
25 井筒屋佐兵衛					500	2	10	1	510
26 油屋伊佐次					30	1			30
合計	21,124	30	15,149	14	30,567	84	5,860	21	72,700

(注) 石未満は切捨て。
資料:「白嘉納家文書」

第四節 幕末期の酒造業

表 219 明治元年(1868) 御影村の酒造稼鑑札高一覧

酒 造 人	御免定株(株数)	糶買入株(株数)	新規株(株数)	合 計(株数)
1 嘉納屋治兵衛	石 650 (2)	石 7,309.5 (7)	石 8,400 (24)	石 16,359.5 (33)
2 // 治郎右衛門	3,128 (5)	4,072.8 (5)	7,650 (23)	14,850.8 (33)
3 // 治 作	2,544 (3)		800 (5)	3,344 (8)
4 // 長兵衛		1,200 (1)	1,700 (4)	2,900 (5)
5 // 治三兵衛	1,500 (2)		1,200 (3)	2,700 (5)
6 // み さ			2,400 (8)	2,400 (8)
7 // 作之助	1,290.3 (1)		600 (2)	1,890.3 (3)
8 // 甚 吉	1,600 (1)			1,600 (1)
9 // 治郎太夫	828.3 (1)		630 (2)	1,458.3 (3)
10 // 弥兵衛			1,250 (5)	1,250 (5)
小 計	11,540.6 (15)	12,582.3 (13)	24,630 (76)	48,752.9(104)
11 材木屋利 助	2,643.6 (5)		3,560 (10)	6,203.6 (15)
12 // 孫 七	700 (1)	800 (1)	800 (3)	2,300 (5)
13 // 喜 助			1,700 (6)	1,700 (6)
14 // 甚 助			1,000 (2)	1,000 (2)
15 // 孝 助			800 (1)	800 (1)
16 伊勢屋泰之助		1,533.2 (1)	2,400 (10)	3,933.2 (11)
17 // 七右衛門	1,790.3 (2)	1,000 (1)		2,790.3 (3)
18 // 長 七	936.48 (1)			936.48 (1)
19 // 利 助	700 (1)			700 (1)
20 沢田屋重兵衛	2,388 (2)		800 (4)	3,188 (6)
21 木屋たね	800 (1)		2,300 (6)	3,100 (7)
22 鯖屋文蔵	2,090 (5)			2,090 (5)
23 河内屋与八郎	1,335 (2)		600 (2)	1,935 (4)
24 薩摩屋弥兵衛			1,900 (4)	1,900 (4)
25 米屋善四郎			1,800 (2)	1,800 (2)
26 鍵屋与助			900 (3)	900 (3)
合 計	24,923.98(35)	15,915.5 (16)	43,190(129)	84,029.48(180)

資料：「御影酒造組合文書」

千石余の八四％増となり、二三軒のうち一軒を除く二二軒と、小規模ながらも三軒が交付を受けている。発展期の幅広さがうかがえるであろう。もっとも軒数でも半分以上をしめる嘉納一族一四軒の株高は、五万一千石余に及び圧倒的な地位を占めている。

幕末期の変化をみるために、これと明治元年御影村の酒造鑑札所持状況を示した表Ⅱを比較してみよう。まず第一に、総株高において七万二七〇〇石(借株をふくめて)から八万四〇二九石へと約一万一千石、一六％増加し、その集中化を示している。なかでも新規株の移動は激しく、明治元年には四万三一九〇石に増え、総高の増加率を上回る四一％増となっている。それだけ他郷他村よりの集中化が進んだことを物語っている。第二は、相変わらず嘉納一族への集中度が顕著にみられることである。特に天保三年の一四軒が明治元年には一〇軒に減少する反面、嘉納治兵衛・同治郎右衛門の二軒が計三万石以上を集中独占するようになっていくことが指摘できる。

そして第三には、嘉納家の別家筋にあたる材木屋が、天保三年の三軒株高五三〇〇石から、明治元年には五軒一万二〇〇〇石へと、別家筋が飛躍的に発展したことである。この嘉納家とその別家を除くと、伊勢屋四軒で八三九九石が目立つ程度で、あとは三〇〇〇石程度以下の酒造家が並んでいる。

ところで注意すべきことは、造石高の実質的内容を示す入津樽数は、文化・文政期より文久期の方がむしろ減少していたから(前掲図56)、御影村へのこれら株高の集中は、そのまま実質的な造石高の増加にはつながらず、したがって入津樽数からみた販売量の増大はみられなかったという点である。従って御影村のこの例は、幕末期の灘目酒造業の経営不振のもとで、酒造家内部の分化と集中が、実際の生産高とは直ちに結び

つかないが、営業特権としての酒造株高の激しい移動という形で、確実に進行していたことを示しているものであろう。

幕末期の魚 灘目不振のなかにあって、江戸入津樽数が上昇し続けていったのは上灘東組、なかでも魚崎崎村酒造業村であった。その魚崎村の天保三年の株高は(表20)、従来の株高(御定免株と親買入株)二万六

六九四石、増加分の新規株二万二二五〇石、これに拝借株を加えて約五万二〇〇〇石余となる。寛政五年(二七九三)の酒造株高約二万石からみると、わずか四〇年間に約二倍半の増加となり、またその一軒当たり株高も一二〇〇石より二七五四石に増え、経営規模の拡大が想定される。もって文化・文政期の魚崎村における飛躍的な発展をみる事ができるであろう。

この天保期の酒造株所持状況のなかで注目されるのは、文化・文政期を中心に酒造家の没落交代が進行したことで、酒造家軒数はほぼ二〇軒前後と寛政期の一五軒より増加している。なかでも伝法出身の赤穂屋市郎右衛門がこの時点で一万石を超える灘五郷のなかでも有数の巨大酒造家に成長している例のように、魚崎村の急成長の担い手は山路家や松尾家のような土着の酒造家ではなく、赤穂屋や荒牧屋のような他郷他村からの出造り酒造家によって占められているという点も、灘目のうちでは他郷にみられない特徴となっている。たとえば、天保三年の一九軒の酒造家のうち、一三軒までが出造り・移住酒造家であった。

魚崎村でも幕末にかけては、特定個人への酒造株の集中化が進み、最大株高と最小株高の格差も、天保期以上に拡大している。また赤穂屋は市郎右衛門を本家に、次郎右衛門・亀兵衛・亀吉・要助などの同族を形成し、それと並んで荒牧屋喜太郎(のち太左衛門)が急速に酒造株を集積し、幕末には一万石以上を所持する

酒造家一覽

慶応2年 (1866)	姓名
石 12,963.7	雀部
3,791.4	井上
10,873.7	山邑
1,400	岡田
1,010	西沢
4,710.2	山路
5,021.2	志水
3,450	雀部
1,620	池上
1,700	池田
1,600	松尾
2,460	山井
1,505.2	山井
軒 13	
石 52,105.4	
石 4,008	

太左衛門
(改名)

しな(代判)久治郎
(相統)

幕末期に江戸市場で、下り酒の需要が頭打ちの状況で伸びなやみ、酒造家は販路拡張と競争克服のために、とめたのも喜太郎であって、天保年間のことと言ひ伝えられている。

している所以を発見するにいたるのである。これがいわゆる「宮水の発見」で、天保十一年といわれており、史実としても確認しうるところである。なおあわせてこの時期に、原料米の精白度を高め、酒質の向上につ



写真 165 宮水発祥之地碑

までになっていた。この赤穂屋と荒牧屋の二軒が、い

わば天保期以降の魚崎村酒造業発展の頂点に立っていた。

特に荒牧屋喜太郎は天保期には西宮へも出造りし、この魚崎村と西宮双方で醸成される酒を比較して、とくに西宮蔵の酒質がすぐれていることを知り、その原因を探究するうち、ついに西宮の水質が酒造仕込水として卓越

第四節 幕末期の酒造業

表 220 幕末期魚崎村の主要

酒造家名	本宅村名	天保3年 (1832)	天保11年 (1840)	安政3年 (1856)
赤穂屋市郎右衛門 市郎右衛門 支配人 亀兵衛	伝 法	11,709.7 石 3,604	9,600 石 5,209.7	13,163.7 石
岸田屋平吉	伝 法	4,000	2,000	6,166.1
荒牧屋喜太郎	伝 法	3,887.5	2,750	8,767.4
松田屋次左衛門	青 木	3,200	2,500	
網屋平兵衛		2,810	2,310	
松田屋藤兵衛		2,800	1,730	
田辺屋政太郎	兵 庫	2,550	1,450	
松屋徳次郎	大 石	2,172.4	1,772.4	
米屋三九郎	今 津	2,100	1,700→	亀松 (相続)
松屋新右衛門		2,016.5		
丸屋清三郎	伊 丹	2,020	1,620	
赤穂屋亀兵衛	伊 丹	1,900	1,804	2,205
鹿島屋三七左衛門	伊 丹	1,823.8	1,823.8	1,192.3
塩屋弥兵衛	御 影	1,200	800	
薩摩屋清兵衛		1,020	1,000	
網屋甚左衛門	住 吉	1,016	1,516	
油屋権兵衛		1,010	1,010→	いつ (相続)
		800	800	
		700		
嘉納屋長久治郎	御 影		1,550	
山路屋孫勘左衛門	御 影		900	2,500
山路屋庄助			1,000	
赤穂屋幸太郎	伝 法		100	480
赤穂屋次郎右衛門	法 影		950	3,644.3
赤穂屋亀吉(改名逸造)	伊 丹			3,850
丸屋たけ(代判)久治郎	伊 丹			2,270
米屋亀徳松	今 津			1,900
薩摩屋尾仁兵衛	御 影			1,620
松屋十兵衛				1,500
山路屋要助	伊 丹			1,000
赤穂屋	伝 法			300
酒造家合計		19 軒	22 軒	16 軒
酒造株高合計		52,339.9 石	45,895.9 石	51,568.8 石
一軒当り株高		2,754.7 石	2,086.2 石	3,223 石

資料:「魚崎酒造組合文書」

何らかの打開策を講じなければならぬ事態に迫られていた。この時に荒牧屋喜太郎は、宮水の発見と原料米精白度の改良によって、酒質を淡白にして芳醇な酒を実現し、江戸新川の酒問屋を驚かせ、荒牧屋こと山邑の「正宗」（正宗の元祖）は、ついに伊丹の「小判印」（紙屋）・「劍菱」（津国屋）のお株を奪って好評を博し、品質においても第一の名酒とされ、灘酒が名声を博してゆく端緒ともなったのである。こうした喜太郎による醸造技術の改良進歩とその企業家的手腕を反映して、荒牧屋は天保三年の三千石台から安政三年には一躍八千石台に急速に上昇し、さらに続いて慶応期に入ると、当時灘五郷全体での一万石株高所持者五軒のうちに加わってゆくといいた発展ぶりを示すのである。

2 摂泉十二郷の解体と江戸下り酒問屋

幕末期の十二郷酒造仲間

もともと摂泉十二郷成立の根拠は、享保期以降の灘三郷（上灘・下灘・今津）江戸積酒造業の郷酒造仲間。台頭に対して、伊丹・池田・西宮などの古規組⇨都市酒造仲間が中心となつて、この新興酒造仲間を抑えながら、十二郷仲間内部に包摂しようとしたもので、これによって江戸積酒造仲間の荷主連合が結成され、江戸下り酒問屋に対する荷主の立場を強調することでもあった。そして以後状況に応じて仲間合せを行い、江戸積仲間としての結束をはかり、均衡を保ってきた。そこに十二郷成立の存立条件があり、文化・文政期にみられた積留・積控・減造などの生産・流通規制も、古規組にとっては仲間合せによって灘三郷の発展を抑える意味があったが、灘酒造仲間からいえば、その枠内で対立をはらみながらも競争

してゆくところに申合せの有効性があつた。

しかし、天保三年（一八三三）の新規株交付と一連の天保改革にみられた酒造政策によって、灘三郷は、完全に仲間体制の枠内に限定され、幕府によってその発展も掌握されることになった。いいかえると、灘三郷がこれまで新興勢力として十二郷内部で対立・競争してきた契機もまた消失してしまつたのである。

そのため新たな事情が生じた。それは、これまでのように大坂三郷が公平な調整者として十二郷触頭となり、仲間内部の調整を図るという意義も同時に解消したことを意味したから、改めて江戸積みに依存していない大坂が、江戸酒問屋との取引交渉に当たるという不適格さが問題視されるようになってきたことである。灘三郷からいえば、大坂を通してしか江戸酒問屋との折衝ができないという不満であり、矛盾であつた。こうしてその不満が、万延二年（一八六一）の「酒造年寄役一件」として表面化することになった。

万延二年の酒造

年寄役新設要求

酒造年寄役新設一件というのは、今津・上灘東組・中組・西組・下灘のいわゆる灘五郷の酒造仲間が、大坂三郷の触頭に対して不信を表明した出来事である。灘五郷としては、特に不利な取引条件に追いやられてしまつた江戸酒問屋との駆引を克服してゆくために、灘五郷自身のなかから酒造年寄役を選出し、これが大坂三郷に代わって、直接問屋との折衝に当たるようにしようというものであつた。

灘五郷酒造仲間は、その願書で、(1)近年江戸酒問屋よりの酒荷代金の支払いがちで、売掛金は三カ年越しにたまつている、(2)しかも江戸酒問屋は従来からの問屋蔵敷口銭六歩の古法を守らず、仕切代金を切り下げようとしている、(3)江戸酒問屋がこのように勝手な新法を試みてくるにもかかわらず、十二郷触頭と

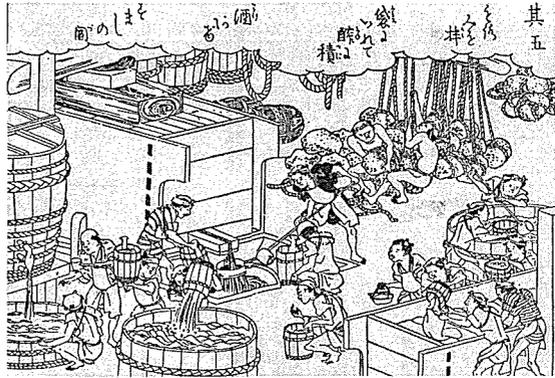


写真 166 酒造 酒あげすまし図 (『日本山海名産図会』)

しての大坂三郷酒造大行事は何らなすべき術も打とうとしない、の三点をあげている。そしてこのような酒問屋の横暴を許している背景には、十二郷酒造仲間の弱体化があり、その原因こそ江戸問屋との交渉権を全く大坂三郷に一任しているためで、それが仲間の販売に対する消極性ともなっているとして、この解決策として灘五郷酒造仲間に関り特別に「江戸積酒造年寄役」を選任できるようにしたいとうたっているのである。

灘五郷酒造仲間にしてみれば、十二郷参会費用である仲間入用銀の割賦は、江戸入津樽数の実績に準じているため、灘五郷が全体の七割までを負担しているのに、それが酒問屋との問題解決のために反映していない、という不満もあった。

造年寄役一件を、一己の利心のみにおぼれ、「総体の大法」を無視した暴挙であるとして、強く反対した。

大坂は江戸積専一の場所ではないから、依怙最眞身勝手のない取り計いができるが、灘五郷は船持と酒造家・荷主が一体であり、得手勝手のことも多く、これまで大坂・西宮の両積所問屋(樽廻船問屋)もたくその勢いに押されがちで、江戸積酒造業は完全に灘五郷に独占されてきているのに、このうえ灘五郷から酒造年寄役を出すと、いよいよ灘五郷に商権を奪われ、ひいては大坂三郷の繁栄にも影響し、やがては十二郷一統の

結束を惑乱し混乱に導いてゆくだけであるというのである。

この大坂三郷の反論に対し、灘五郷は翌文久二年（一八六二）にも再度酒造年寄役を出願しているが、この結末については判明しない。おそらく認められなかったであろう。いずれにしろ、摂泉十二郷内部には文化・文政期にはみられなかった不満が灘五郷から提起されている点が注目される。それは幕末期における灘酒造業の経営不振につながる問題でもあった。灘五郷の要求する酒造年寄役が結局認められなかったことで、大坂三郷に対する不信はその頂点に達し、ここに天明期以来の江戸積摂泉十二郷の酒造家Ⅱ荷主連合は、分裂への危機的様相を呈するにいたつたのである。

入津冥加金と問

こうして十二郷酒造仲間内部が対立し、荷主連合も分裂の情勢にあつた元治元年（一八

屋口銭の引上げ

六四）九月、幕府は下り酒問屋に対して、以後取締りのために鑑札を交付し、かつ入津

樽一樽につき銀六匁の冥加金を賦課すると布達した。一樽につき銀六匁といっても、当時一カ年の入津樽は八〇万樽近くあり、金にして八万両にも達する額であつた。

幕府のこの措置に対して酒問屋は驚き、その免除方を願ひ出た。しかしそれが却下されると、酒問屋はこの冥加金を荷主たる酒造家に転嫁することにし、酒荷売上代金の中から勝手にその額を控除してしまつたのである。

この酒問屋の措置に対して酒造家は憤慨し、摂泉十二郷では対案として、慶応三年（一八六七）六月以後は、酒一〇駄につき江戸表酒値段三五両以上のおきには一樽につき銀六匁、それ以下のおきには右に準じて減額し、これを江戸において直上納したいと出願したのである。

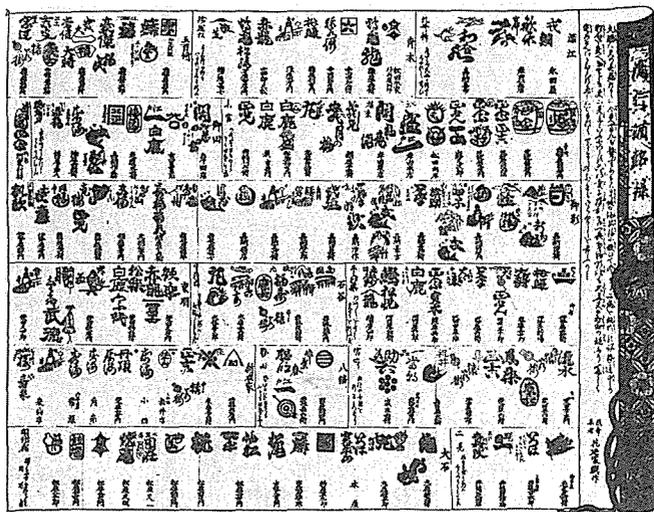


写真 167 流酒銘録 (灘目)

このような荷主対問屋の対立関係のなかで、さらに慶応元年八月、下り酒問屋二七人の連印による蔵敷問屋口銭の引上げ要求問題が起こった。酒問屋側は、従来の蔵敷口銭六歩を四歩増の一割に増額したいとして、その理由に江戸では大名屋敷が空屋敷同様となって、金融も不融通という状況をあげたが、これには十二郷荷主側にも強い反対があつて、結局八歩口銭で落着いている。

この問屋蔵敷口銭引上げをめぐる一件は、幕末期における江戸下り酒問屋と荷主 \parallel 酒造家との対立関係の推移を象徴的に表わしている事件であつた。しかしこのような強圧的な問屋の主張に対しても、酒造家側で一致して荷主の立場から反論してゆくだけの結束はみられなかった。前述の灘五郷酒造年寄役一件も、こうした酒問屋に対する荷主の自主性を貫徹する意図に発していたが、他郷の同意を得ることもできず、大坂三郷と灘五郷との対立の溝を深めただけであつた。慶応元年の問屋蔵敷口銭引上げ問題は、このような灘五郷と大坂三郷との対立をいよいよ決定的なものとしたといえる。

翌二年十一月大坂三郷と西宮郷の酒造行司が減造の申合せを決め、これを各郷に通達したとき、灘五郷はこの申合せを無視し、その十二郷総会への出席も拒否したのである。

こうして大坂三郷と灘五郷が二分し、大坂三郷を触頭とする江戸積酒造仲間の結束が動揺してゆく状況下で、酒造家はそれぞれ幕末期の差し迫った経営悪化の取引慣行のなかに浮沈を重ねていった。そこから脱出して荷主＝酒造家の問屋に対する自主性を貫徹してゆこうとする灘五郷と、幕藩体制の総体的な危機のなかに沈滞してゆくことに敢えて甘んじていたほか九郷との経営の差と対立を、そこに見出すことができる。

そしてこの動静は、幕藩体制確立期に江戸積酒造業の主流を構成した大坂・伊丹・池田・西宮などの古規組仲間の全面的後退と、新興灘五郷の新規組酒造仲間の進出発展のうちに、幕末期においてはもはや前者による失地回復は実現されなのまま、以後十二郷取寄りむき、万端総崩れという事態にまで深刻化していた。これはまさに幕藩体制の崩壊とその運命を共にする摂泉十二郷の解体でもあった。